

奈良県選挙管理委員会告示第五十九号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の各選挙区における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は、候補者一人につき、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井 皓喜

奈良県第一区 金二三、五三八、五〇〇円

奈良県第二区 金二三、五六八、〇〇〇円

奈良県第三区 金二三、四八七、五〇〇円

奈良県第四区 金二三、〇六二、三〇〇円